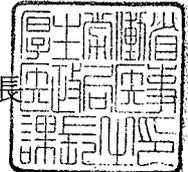




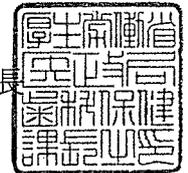
医政医発第 0330001 号
医政歯発第 0330001 号
平成 17 年 3 月 30 日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



「外国の医師又は歯科医師の受け入れに関する手続等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事あてに通知いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。



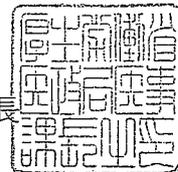
医政医発第0330001号

医政齒発第0330001号

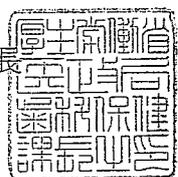
平成17年3月30日

各都道府県衛生担当主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する手続等について」の一部改正について

在留外国人の医療の便宜を図るための外国の医師又は歯科医師（以下「外国医師等」という。）の受入れについては、「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」（平成16年6月22日付け医政発第0622004号厚生労働省医政局長通知）において、その趣旨、外国医師等が診療を行う際の条件等について示されたところであり、また、「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する手続等について」（平成16年6月22日付け医政医発第0622001号・医政齒発第0622001号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知）において、外国医師等の受入れに関する手続等について示したところである。

今般、平成16年12月24日の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（規制改革・民間開放推進会議）を踏まえ、別紙のとおり「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する手続等について」の一部を改正し、都道府県知事から厚生労働省医政局長に対し外国医師等の受入れの要請を行う際の手続きの例として挙げていた「外国医師等の受入に関して、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴取すること」を削除し、手続を簡素化することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

また、受入対象国、当該国医師等の受入地域及び受入地域ごとの受入人数等について、毎年度ごとに、10月1日までに都道府県から提出された要請書等を基に厚生労働省において調整することとしたので、あわせて御了知願いたい。

○ 外国の医師又は歯科医師の受入れについて (平成16年6月22日付け医政医発第0622001号・医政歯発第0622001号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知)

改正前	改正後
<p>在留外国人の医療の便宜を図るための外国の医師又は歯科医師(以下「外国医師等」という。)の受入れについては、「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成16年3月31日付け医政発第0331002号。以下「局長通知」という。)において、その趣旨、外国医師等が診療を行う際の条件等について示されたところであるが、外国医師等の受入れに関する手続等については、下記のとおりとするので、貴職におかれは、この趣旨等を御理解の上、必要に応じ御協力をお願いしたい。</p> <p>記</p> <p>1 外国医師等の受入れに関する手続 (1) 外国医師等の受入れの準備 ① 都道府県知事からの要請 管内において在留外国人に対する外国医師等による医療の提供が必要であると考える都道府県は、「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書」(別添)を厚生労働省医政局医事課又は歯科保健課に提出する。 なお、外国医師等の受入れに関する要請に当たっては、実際に外国医師等が診療を行う場合には、地域の医療提供体制の中で、他の医療機関、薬局、福祉関係機関等との連携が必要となることから、例えば、次に掲げる手続を経るなど、地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえたと上で、受入対象国、当該国の医師又は歯科医師(以下「当該国医師等」という。)の受入地域及び受入地域ごとの受入人数等について十分検討すること。 ・ 地域の外国人の医療需要及びその推移(地域の外国人の国籍別かつ年齢別の人数及びその推移等)、外国人に対する地域の医療提供体制等を把握すること。 ・ 外国医師等の受入れに関して、地域の外国人の在留状況を把握している団体の意見を聴取すること。 ・ 外国医師等の受入れに関して、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴取すること。 ・ 外国医師等の受入れに関して、管内の市町村の意見を聴取すること。 ・ 外国医師等の受入れに関して、都道府県医療審議会の意見を聴取すること。</p>	<p>在留外国人の医療の便宜を図るための外国の医師又は歯科医師(以下「外国医師等」という。)の受入れについては、「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成16年6月22日付け医政発第0622004号。以下「局長通知」という。)において、その趣旨、外国医師等が診療を行う際の条件等について示されたところであるが、外国医師等の受入れに関する手続等については、下記のとおりとするので、貴職におかれは、この趣旨等を御理解の上、必要に応じ御協力をお願いしたい。</p> <p>記</p> <p>1 外国医師等の受入れに関する手続 (1) 外国医師等の受入れの準備 ① 都道府県知事からの要請 (略) (略) (削除) (略) (略)</p>

② 厚生労働省における調整
(略)

③ 外国政府との間での受入条件の調整
(略)

(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)

(2) 特例的な医師国家試験等の実施
① 特例的な医師国家試験等の受験資格の認定
(略)

② 特例的な医師国家試験等の実施
(略)

(3) 医師免許等の付与
(略)

② 厚生労働省における調整

厚生労働省において、都道府県からの要請等を基に、受入対象国、当該国医師等の受入地域及び受入人数等について調整する。

③ 外国政府との間での受入条件の調整

厚生労働省から外務省に依頼し、外国政府との間で、当該国医師等の我が国への受入れに係る条件を行い、次に掲げる事項等について調整を行った場合には、当該国医師等の我が国への受入れに関し、文書により確認する。

・ 当該国医師等が診療を行う際の条件

・ 当該国医師等が診療を行う際の条件に違反した場合の行政処分

・ 当該国医師等の診療対象

・ 当該国医師等の受入地域及び受入地域ごとの受入人数

・ 当該国医師等の受入れに関する手続

なお、この際、外国政府に対して、まずは、一定の数の相手国の医師又は歯科医師を相互に受け入れ合意を提案することとする(この場合の当該国医師等の診療対象は、外国人に限ることとする。)

(2) 特例的な医師国家試験等の実施

① 特例的な医師国家試験等の受験資格の認定

特例的な医師国家試験又は歯科医師国家試験(以下「医師国家試験等」という。)を受験しようとする外国医師等は、当該国医師等の受入地域における特定の病院又は診療所を診療場所として指定した上で、外国政府及び外務省を通じて、厚生労働大臣に対し、特例的な医師国家試験等の受験資格認定の申請を行う。この際、外国医師等は、特例的な医師国家試験等の申請書から、日本語又は英語のいずれかを指定する。厚生労働大臣は、外国医師等からの申請を受け、当該者が医師法第11条第3号又は歯科医師法第11条第3号に該当すると認められた場合には、特例的な医師国家試験等の受験資格を認定する。

② 特例的な医師国家試験等の実施

特例的な医師国家試験等の受験資格の認定を受けた外国医師等は、外国政府及び外務省を通じて、厚生労働大臣に対し、特例的な医師国家試験等の受験申請を行う。厚生労働大臣は、外国医師等からの申請を受け、特例的な医師国家試験等を年1回実施する。

(3) 医師免許等の付与

特例的な医師国家試験等に合格した外国医師等は、外国政府及び外務省を通じて、厚生労働大臣に対し、医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)を申請する。厚生労働大臣は、外国医師等からの申請を受け、当該者について、医籍又は歯科医籍(以下「医籍等」という。)に登録し、診療を行う際の条件を裏書きした医師免許証又は歯科医師免許証(以下「医師免許証等」という。)を交付す

(4) 在留資格の取得
(略)

(5) 外国医師等が診療を終えて帰国する場合の手続
(略)

(6) 外国医師等が医師免許等を取り消された場合の手続
(略)

2 留意事項
(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(削除)

(5) 1の(1)の②について、毎年度ごとに、10月1日までに提出された要請書等を基に調整することとしていること。

(4) 在留資格の取得
外国医師等は、必要に応じ、法務大臣に対し「医療」の在留資格の取得を申請する。

(5) 外国医師等が診療を終えて帰国する場合の手続
診療を終えて帰国しようとする外国医師等は、外国政府及び外務省を通じて、厚生労働大臣に対し、医籍等の登録の抹消を申請し、医師免許証等を返納する。

(6) 外国医師等が医師免許等を取り消された場合の手続
医師免許等の取り消し処分を受けた外国医師等は、外国政府及び外務省を通じて、厚生労働大臣に対し、医師免許証等を返納する。

2 留意事項

(1) 局長通知の記の3の①の「これに準ずる者」としては、当該国と密接な関係を持つ国（イタリヤとバチカン市国、フランスとモナコ公国等）の国民が想定されていること。

(2) 局長通知の記の3の②の「当該国医師等の受入地域」の単位としては、基本的には二次医療圏が想定されていること。

(3) 1の(1)の①について、外国医師等の受入れに関する要請に当たっては、地域の実情を勘案する際には、「地域の外国人」として、地域に滞在する外国人旅行者等も考慮に入れて差し支えないこと。

(4) 1の(1)の①の「地域の外国人の在留状況を把握している団体」としては、地域の国際交流に関する団体や地域の在留外国人の生活支援を行う団体が考えられること。

(5) 1の(1)の①の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」としては、都道府県の区域を単位として設立された社団法人である医師会、歯科医師会及び薬剤師会が考えられること。

(6) 1の(1)の②について、本年については、10月1日までに提出された要請書等を基に調整することとしていること。

別添

平成 年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

(都道府県知事名) 印

外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書

下記のとおり、外国の医師又は歯科医師（以下「外国医師等」という。）の受入れについて要請します。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1～7 (略) | 1 外国医師等の受入対象国
() |
| | 2 外国医師等の診療対象（当該国の国民及びこれに準ずる者）
() |
| | 3 外国医師等の受入地域及び受入地域ごとの受入人数
(略) |
| | 4 受入地域において外国医師等を受け入れる必要性
(別紙 1 のとおり) |
| | 5 受入地域における外国人の医療需要及びその推移（受入地域の外国人の国籍別かつ年齢別の人数及びその推移等）
(別紙 2 のとおり) |
| | 6 受入地域における外国人に対する医療提供体制
(別紙 3 のとおり) |
| | 7 地域の外国人の在留状況を把握している団体の意見
(別紙 4 のとおり) |
| (削除) | 8 <u>診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見</u>
(別紙 5 のとおり) |
| 8 (別紙 5 のとおり) | 管内の市町村の意見
(別紙 6 のとおり) |
| 9 (別紙 6 のとおり) | 10 都道府県医療審議会の意見
(別紙 7 のとおり) |

(注意) 1 複数の「外国医師等の受入対象国」について要請する場合には、「外国医師等の受入対象国」ごとに要請書を作成すること。

(別紙)

- 2 3 について、「受入地域」ごとに、「外国の医師」又は「外国の歯科医師」の「受入人数」をそれぞれ記載すること。枠が足りない場合には、続紙(様式任意)に記載し、添付すること。
- 3 4 から 6 までについては、「受入地域」が複数ある場合には、各「受入地域」についてそれぞれ記載すること。
- 4 別紙 1 から別紙 7 までについては、様式任意であること。

4 別紙 1 から別紙 6 までについては、様式任意であること。

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申
(平成16年12月24日 規制改革・民間開放推進会議)
(抜粋)

12 人材の国際間移動の円滑化

(1) 外国人医師・看護師の円滑な受入れ等

② 外国人医師の協定に基づく受入れに関する要件緩和【平成16年度中に措置】

昨年の構造改革特別区域推進本部決定及び対日投資会議決定、規制改革・民間開放推進3か年計画を受けて、相手国において我が国医師の受入れがない場合においても、当該国の外国人医師を受入れる旨の通達が発出された。しかしながら、当該外国人の受入れに当たっては、都道府県医師会等の意見を予め聴取しなければならない等の要件が課されていることもあり、参入が進んでいない。

医師会等診療及び調剤に関する学識経験者の団体からの意見を聴取せずとも都道府県知事からの要請に基づき当該外国人医師を受入れられるようにする等、要件を緩和すべきである。